

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年6月16日（火）14時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
竹内室長、松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与  
澁谷企画調査官（テレビ会議システムによる出席）  
検査グループ 専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
廃棄物対策プログラム部 担当2名（テレビ会議システムによる出席）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 閉じ込め機能について
  - 遮へい・線量評価について
  - 自然災害対策等について
  - 分析・試験項目に係る設備の申請範囲について
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
  - 資料作成について
    - ✓ ローディングドックへの受入れから試料ピットでの保管・福島第一原子力発電所への払出しに至るまでの、燃料デブリ等の流れの全体が見えるような資料を作成すること。その際、各工程においてどのくらいの重量の燃料デブリをどのような方法で取り扱うのか、移動手段も含めて示すこと。
    - ✓ 基本的な設計方針については、要求される機能に対する主たる方針の他電気計装等に係る事項等も含めて、実施計画に漏れなく抽出し記載すること。面談資料又は特定原子力施設監視・評価検討会資料を作成するに当たっては、基本設計方針のうち主要な事項（例えば閉じ込めの場合、気密性、漏えい拡大防止など）を整理して資料冒頭に概要を記載すること。
  - 閉じ込め機能について
    - ✓ セル内部、サービスエリア及び外気について圧力の大小関係と制御方法を明示すること。また、負圧維持に関する警報やインターロックの有無を示すこと。
    - ✓ 液体状の放射性物質は取扱量が少量とのことだが、実際にどのくらいの量なのか説明すること。
    - ✓ 排風機の台数及び2系統の電源について、位置付け（1つは常用でもう1

- つは予備なのか、非常用母線を使うのか)を説明すること。また、排風機の容量設定の考え方を説明すること。
- ✓セル間移送扉の運用の仕方を説明すること。
  - ✓サービスエリア及びローディングエリアは汚染のおそれのない管理区域となっているのか説明すること。
  - ✓コンクリートセル内で発生するとしている粉末が吸排気やフィルター機能に与える影響評価の実施の有無とその結果について報告すること。
- 遮へい・線量評価について
- ✓管理区域の設計基準線量率の区分について、東京電力や日本原子力研究開発機構の他施設の例と比較しつつ決めたとのことだが、区分の設定根拠について明確に説明すること。
  - ✓線源強度について、代表核種の内訳を示すこと。
  - ✓線量計算結果について、単に「設計基準線量率以下を満足することを確認した。」とのみ書くのではなく、結果の数値を記載すること。
  - ✓鉄セル及びコンクリートセルのすぐ外側の線量についても示すこと。
  - ✓放射性気体廃棄物の放出による影響は小さいとのことだが、数値できちんと示すこと。
  - ✓作業員の被ばく低減対策についても説明すること。
  - ✓評価点⑦の計算に関して、鉄セル及びコンクリートセルが開放系にならない理由を説明すること。

## 6. その他

### 資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(閉じ込め機能について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(遮へい・線量評価について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(自然災害対策等について)
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(分析・試験項目に係る設備の申請範囲について)